

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

特記仕様書(案)

【中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託】

特記仕様書(案)

1. 業務の目的

大阪は江戸時代から「浪華八百八橋」と称され、橋と市民生活は密接に関わってきた。これまで本市では、昭和53年度に橋梁環境整備事業を計画して既設橋の改装を進めるとともに、昭和58年には「ライトアップ大阪計画」を策定し、橋梁のライトアップを実施してきた。以降も、行政・民間・有識者で構成する委員会等により、2004年策定の「光のランドデザイン」や各種ライティング計画を踏まえつつ、大阪府・大阪市等が連携して、水の回廊における橋梁の夜間演出の創出に取り組んできた。

現在の本市のライトアップ方針は、行政・民間・有識者で構成する「光のまちづくり推進委員会」により策定された「大阪光のまちづくり2030構想」に基づき、中之島の夜間景観の質の向上とライトアップの持続化を図るものである。これにより、水都大阪に定着した中之島の夜間景観をさらに充実させ、世界に誇る「水と光のシンボル空間」を創出し、大阪のさらなる成長につなげていくこととしている。

こうした取組の中、水都大阪のシンボルゾーンである八軒家浜周辺では、八軒家浜船着場を拠点に多くの船が運航しており、国内外へ発信すべく「水と光のウォーターショー」が行われている。また、水と光のシンボルエリアである中之島エリアにおいても、大阪府・大阪市・経済界等が連携し、護岸・樹木・橋梁・周辺建物等のライトアップを実施するなど、水都大阪の特性を活かした夜間景観の創出により、水辺の魅力向上、舟運の活性化、国内外からの集客促進を図り、まちのさらなる活性化が期待されている。

一方で、中之島エリアでは現在13橋でライトアップを実施しているものの、長年の運用により機器の経年劣化が進んでおり、今後は計画的な更新が必要である。加えて、まち全体の再開発が進む中、町並みの環境変化に応じて「周辺環境との調和を考慮した橋梁ライトアップコンセプト」の見直しも求められる。

また、橋梁のライトアップ整備を進めるにあたっては、「大阪光のまちづくり2030構想」に基づくエリアコンセプトや周辺景観に調和したデザインとの整合を確保するとともに、護岸・樹木・周辺建物等の各施設と一体的なライトアップを行い、他管理者とも連携した効果的かつ戦略的な整備が必要である。

さらに大阪府では、令和8年度以降の護岸等のライトアップ整備に向け、令和7年度に既存護岸ライトアップ施設等の現状把握や大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト、整備手法等の調査検討が実施されている。これらの検討内容を踏まえつつ、本市橋梁についても、橋梁ライトアップのリニューアル計画を策定することが求められる。本業務は、上記の背景を踏まえ、中之島等に架かる橋梁のライトアップについて多角的な調査・検討を行い、計画の立案等を行うものである。

2.仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書(平成 28年9月) <令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用>に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

3.単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】(令和7年度版)を適用している。また単価表に歩掛が表示されている項目は参考であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとする。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】(令和7年度版)

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4.委託期間

委託期間は、契約日より令和 10年3月 31 日までとする。

5.業務の内容

・本業務で検討対象とする橋梁は、以下の中之島等にかかる橋梁である。

- ◇ A グループ(2 橋):川崎橋、天神橋
- ◇ B グループ(4 橋):玉江橋、天満橋、難波橋、葎屋橋
- ◇ C グループ(10橋):大江橋、淀屋橋、水晶橋、ばらぞの橋、田蓑橋、越中橋、京橋
第 2 寝屋川橋、錦橋、本町橋

◇業務一覧表

	(1) 現状評価	(2) デザイン基本検討 (コンセプト整理含む)	(3) 基本計画 (照射実験含む)	(4) 詳細設計
A グループ(2 橋)	○	○	○	○
B グループ(4 橋)	○	○		
C グループ(10橋)	○			

① 現状／課題／評価:Aグループ・Bグループ・Cグループ(16橋)

既存資料の収集、整理並びに現地踏査を行い、護岸及び周辺施設を含むライトアップや夜間景観の現状等を把握し、必要に応じて、新たな橋梁ライトアップを検討していく上での課題等を整理すること。現状・課題等の整理・評価項目は以下とする。

- ✓ 橋梁の位置、大きさ、形状、色彩などの外観や橋の構造美やそのデザイン。
- ✓ 橋梁の整備状況(整備年度、施工業者名、ライトアップ機器のメーカー名、機器名等)
- ✓ 既存ライトアップコンセプト整理、プログラムの内容(調光可能な色彩や演出、時間設定等)
- ✓ 不具合がある場合はその状況(一部不点灯、色彩不良、演出異常等)
- ✓ その他、周辺施設のライトアップや光景観の状況、ライトアップを実施若しくは夜間景観を形成している主要な施設と概要(施設名、演出内容、色彩、陰影のバランス等)、ライトアップ等の期間や時間等
- ✓ 川沿いの遊歩道・周辺施設・船上・当該橋梁上からといった様々なライトアップの視点場
⇒以上を踏まえた現況の評価(既存ライトアップの効果検証)、必要に応じて、新たな橋梁ライトアップの必要性の検討)

② デザイン基本検討:Aグループ・Bグループ(6橋)

現状・課題等の整理・分析の結果を踏まえ、夜間景観のさらなる充実に向けて、橋梁ライトアップのデザイン基本検討を実施する。検討にあたっては、『『大阪光のまちづくり2030構想』(2022年3月光のまちづくり推進委員会事務局)』のエリアコンセプトや周辺景観と調和した光の条件、大阪府の大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト等を踏まえつつ、場の個性を打出すようなライトアップデザイン(コンセプト、演出方法、演出内容)を提案すること。検討事項は以下とする。

- ✓ エリアコンセプト、周辺景観との調和、橋独自の構造特性・橋デザイン、川沿いの遊歩道・周辺施設・船上・当該橋梁上からといった様々な視点場等といった総合的な観点を意識した上で、橋梁ライトアップデザイン(コンセプト、演出方法、演出内容)の設定
- ✓ まちの再開発による町並みの環境変化に応じた‘周辺環境との調和を考慮した橋梁ライトアップコンセプト’の見直し
- ✓ デザインの設定にあたっては、光のまちづくり委員会等といった関係機関との協議を十分に行うものとする。
- ✓ 演出オペレーションに関する基本的な考え方[季節や特定期間における公共的な啓発事業(ピンクリボン、パープルリボン等)、地域の主要なイベント(天の川伝説、天神祭り等)等も踏まえること。]
- ✓ デザインコンセプトを実現するための、光環境イメージの提案(3案程度)
- ✓ デザインイメージ検討に基づく、イメージパースの作成(3案程度)

③ 基本計画(照射実験含む):Aグループ(2橋)

デザイン基本検討で定めた方針に基づき、整備・維持管理手法、事業費等の事業計画案について検討を行い、基本計画を立案することとするが、(2)デザイン基本検討の結果によっては、必要に応じて、Bグループについても、基本計画の立案が必要であると考えている。検討事項は以下とする。

- ✓ 景観を配慮した照明器具仕様(種類・規模・配置・電源供給計画等)の基本検討(制御方法、調光システム含む)
- ✓ 現地での照射実験(照射の試行:各橋1回、主な検証項目:光の広がり方や明るさ、色味、影の出方、周囲への影響等(眩しさや光漏れ))。実験にあたっては、発注者の立会のもと、本業務にて、光景観創出の専門家の監修を受け、意見や助言を整理した上で、必要に応じて、基本計画の修正を行うものとする。
- ✓ 整備・維持管理手法の3案比較(イニシャル・ランニングコスト、維持管理の容易さ等)
- ✓ 新技術や他都市事例の調査
- ✓ 整備スケジュールと各年度の概算事業費の設定

④ 詳細設計:Aグループ(2橋)

基本計画にもとづき、施工に必要な詳細設計を実施し、以下のとりまとめを行うこと。

(作成資料)

- ・フォトモンタージュ
- ・工事発注用の設計図面、数量計算書、仕様書、施工計画書
- ・工事費積算書(メーカー見積書3社分含む)
- ・構造計算書(橋梁等へ取付に伴う構造物の安全性照査)

⑤ 橋梁ライトアップリニューアル計画の策定

「大阪光のまちづくり 2030 構想」で定められたエリアコンセプトや大阪府のライトアップリニューアル計画を踏まえ、中之島エリアとしての全体ビジョンに基づいた橋梁ライトアップのリニューアル計画を策定すること(なお、橋梁ライトアップリニューアル計画は光のまちづくり委員会に諮る前提で、事前に学識経験者等への意見聴取も実施する)

中之島橋梁全体のライトアップにおける「過去の検討業務成果、橋梁個々の整備事業、大阪府の護岸ライトアップリニューアル計画、本業務での検討結果等、総合的な光景観(都市景観)の観点」等から、橋梁ライトアップの優先順位を設定する。

⑥ 中之島橋梁以外の橋梁ライトアップ(8橋)の整理

また、中之島橋梁以外のライトアップしている橋梁(8橋)について、現地状況等を踏まえて、選択と集中の観点からライトアップ継続の要否・必要性について検討を行い、方向性についてとりまとめを行うこと。

⑦ ライトアップ社会実験におけるデザイン監修

令和 8 年度の水都大阪ブリッジテラスの一環で実施するライトアップ社会実験において、本町橋では、橋下や橋の側面のライトアップを実施するものとしており、また、錦橋(橋上)では、袖壁ライトアップ等のライトアップ社会実験を実施する予定である。それに必要となる機器等の調達及び設置、ライトアップアンケート結果等は別途業務に含むものとするが、本整備に向けた専門家を交えた監修は、本業務で行うものとし、監修結果をとりまとめること。業務の実施にあたっては、別途業務である「中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託」「東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託」「本町橋ライトアップ工事」「イベント配線等設計業務委託」と連携すること。

⑧ 学識経験者等への意見聴取に向けた資料作成等

業務内容の実施にあたり、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成するものとする。なお意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとし、監督職員とともに聴取を行う。

⑨ 関係機関との協議資料作成

業務実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成すること。また、関係機関との協議時には同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。協議は河川管理者等 3 機関程度を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。また、関係機関との協議時には、監督職員と同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。

⑩ 報告書作成

- ・詳細設計の報告書については、業務委託共通仕様書にもとづき、概要報告書(ダイジェスト版)、設計計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地踏査結果などを作成すること。概要報告書には特に考慮した事項や、コントロールポイントについても記載すること。
- ・それ以外の業務に就いては、業務成果として報告書を作成すること。
- ✓ 報告書(無線綴じ製本)5部
- ・報告書の冒頭に全体のダイジェスト版を添付する。作成にあたっては Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint を基本とし、A4版 10 枚程度とする。
- ・巻末に参考資料として、ダイジェスト版について、Microsoft PowerPoint を基本としてまとめること
- ・電子データを CD-R または DVD-R で作成し、報告書巻末に添付すること。

⑪ 成果品

・成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及び PDF データを収めること。

①電子データ 2 部(CD-R または DVD-R)

②紙ベース 1 部(A4 判パイプ式ファイル)

③設計図 1 部(A3 判パイプ式ファイル)

・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。

・CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1を基本とする。

⑫ 協議打合せ

設計打合せは、業務着手時及び成果品納入時に加え、中間打合せ5回を基本に行うこと。なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。打合せ回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

⑬ その他

・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。

・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

・公的機関以外での立入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。

・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。

・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。

・コンプライアンス(公益通報)については、別紙-2のとおりとする。

・生成 AI 利用に関する特記仕様書については、別紙-3のとおりとする。

成果品の製作イメージ

DVDーR



A4ファイル

	○○○○○○○○○○ 業務委託 ○年○月	委託名称 : ○○○
		完成年月日 : ○○○

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。